二　法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与に係る契約書の写しその他の当該贈与の事実を明らかにする書類
三　法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により特定事業用資産を取得した者が当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る同条第二項第二号ハに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類
四　円滑化省令第七条第十四項の認定書（円滑化省令第六条第十六項第七号又は第九号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の申請書の写し
五　円滑化省令第十七条第五項の確認書の写し及び同条第四項の申請書の写し
六　法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年中に特定事業用資産（同条第二項第一号イ又はロに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）に係る事業と別の事業に係る特定事業用資産を取得した他の同条第一項の規定の適用を受けようとする者がいる場合には、特例事業受贈者が同項の規定の適用を受けるものの選択についてのその者の同意を証する書類
七　特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の法第七十条の六の八第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与（第十八項第五号及び第二十項第九号において「免除対象贈与」という。）により取得をしたものである場合には、施行令第四十条の七の八第三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に当該特例受贈事業用資産の贈与をした者ごとの当該特例受贈事業用資産の明細及び当該贈与をした年月日を記載した書類
八　その他参考となるべき書類

17　施行令第四十条の七の八第二十八項に規定する財務省令で定める書類は、特例受贈事業用資産に係る次に掲げる書類とする。
一　その特例贈与報告基準日における前項第一号に掲げる書類
二　その特例贈与報告基準日（次項及び第二十項第一号において「基準日」という。）の属する年の前年以前三年内の各年における当該特例受贈事業用資産に係る事業に係る次に掲げる書類（特例事業受贈者が営む事業が当該特例受贈事業用資産に係る事業のみである場合には、イに掲げる書類を除く。）
　イ　当該事業に係る貸借対照表及び損益計算書
　ロ　当該特例受贈事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類で当該特例受贈事業用資産がイの貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
三　その他参考となるべき書類

18　施行令第四十条の七の八第二十八項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　基準日における法第七十条の六の八第四項に規定する猶予中贈与税額（第四号及び第二十項第五号において「猶予中贈与税額」という。）
二　基準日において特例事業受贈者が有する特例受贈事業用資産の明細及び当該特例事業受贈者に係る贈与者の氏名
三　特例受贈事業用資産に係る事業に係る次に掲げる事項
　イ　基準日の属する年の前年十二月三十一日における法第七十条の六の八第二項第四号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
　ロ　基準日の属する年の前年における法第七十条の六の八第二項第五号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
　ハ　基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に施行令第四十条の七の八第十四項ただし書又は第十七項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる事項
　(1)　施行令第四十条の七の八第十四項ただし書又は第十七項ただし書に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日
　(2)　施行令第四十条の七の八第十四項ただし書の割合を百分の七十未満に減少させた事情又は同条第十七項ただし書の割合を百分の七十五未満に減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日
　四　基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例事業受贈者につき法第七十条の六の八第四項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額がある場合には、同項に該当した旨及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその計算の明細
　五　基準日において特例事業受贈者が有する特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与により取得をしたものである場合（当該基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例受贈事業用資産の明細につき変更があつた場合に限る。）には、当該基準日における特例受贈事業用資産の明細
　六　法第七十条の六の八第十八項の規定の適用を受けた場合（基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に同条第二十一項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、その旨、同条第十八項に規定する認可決定日及び同項に規定する再計算免除贈与税の額
　七　その他参考となるべき事項

19　施行令第四十条の七の八第十四項ただし書又は第十七項ただし書に規定する期間の末日が基準日後に到来する場合には、法第七十条の六の八第九項の届出書に前項第三号ハ(2)に掲げる事項を記載することを要しない。この場合において、特例事業受贈者は、当該期間の末日から二月を経過する日（同日が当該届出書に係る同条第九項に規定する届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
一　特例事業受贈者の氏名及び住所
二　特例受贈事業用資産に係る事業の所在地
三　前項第三号ハ(2)に掲げる事項

20　施行令第四十条の七の八第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第七十条の六の八第十四項各号に掲げる場合のいずれに該当するかの別
二　特例事業受贈者の氏名及び住所
三　贈与者から法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与により特例受贈事業用資産の取得をした年月日
四　その死亡等の日（法第七十条の六の八第十四項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の属する年の前年以前の各年（当該死亡等の日の直前の特例贈与報告基準日の属する年の前年以前の各年を除く。）における特例受贈事業用資産に係る事業に係る総収入金額
五　その死亡等の日における猶予中贈与税額
六　その死亡等の日において特例事業受贈者が有する特例受贈事業用資産の明細及び当該特例事業受贈者に係る贈与者の氏名
七　特例受贈事業用資産に係る事業に係る次に掲げる事項
　イ　その死亡等の日の属する年の前年十二月三十一日における法第七十条の六の八第二項第四号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
　ロ　その死亡等の日の属する年の前年における法第七十条の六の八第二項第五号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
　ハ　その死亡等の日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に施行令第四十条の七の八第十四項ただし書又は第十七項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、これらの規定に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日（これらの事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に同条第十四項ただし書の割合が百分の七十未満となつた場合又は同条第十七項ただし書の割合が百分の七十五未満となつた場合には、これらの事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日並びにこれらの割合を減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日）